

旧植民地・朝鮮における

日本人大地主階級の変貌過程（下）

浅田喬二

一、はじめ

二、朝鮮における日本人の地主化過程

三、日本人大地主階級の系譜別類型と変貌過程

四、内地地主、朝鮮内地主、華教地主及びその他地主の推進過程

口 國家地主、半國家地主の推進過程（以上前号）
〔〕「ブルジョア地主」の推進過程（以下本文）

四、むすび

〔〕「ブルジョア地主」の推進過程

ここでは、土地所有にもとづく小作料収益よりは、「ブルジョア的」収益に依存する地主を検討する。この「ブルジョア地主」をめぐる論争は、周知のように日本資本主義論争の一環として、日本の農業資本主義化の問題との関連のもとに論争されたところである。⁽¹⁾しかし、ここでは、この論争に直接ふれようとするものではなく、「ブルジョア地主」を商業資本地主、金融業関係地主、地場資本地主、産業資本地主の四つに系譜別・

資本性格別に類型区分し、それぞれの類型について、資本と土地所有との共権關係の特質を明らかにするため、資本の運動過程⁽²⁾との関連のもとに、土地所有の変貌過程を検討しようとするものである。そして、資本地主範囲の検証のいみもあって、地場資本地主（特に産業資本化したもの）と産業資本地主については、やや詳細に分析すること

にする。

- 注(1) この論争については、社会経済労働研究所編『日本資本主義論争史』（昭和二二年）、一八三一—一八四頁参照。
(2) 個別資本の運動過程については、系譜別・資本性格別の類型区分の根柢を示すいみもあって、注で略記することにする。

1 商業資本地主、金融業関係地主

(1) 海運業関係地主

海運業関係地主には（付表四）鳴谷武次のひきいる鳴谷汽船株式会社⁽¹⁾、右近権左衛門及び右近の主宰する日海興業株式会社の三つが存在する。

鳴谷汽船会社の朝鮮での土地所有進出は早期で、明治三七年のことであり（渡鮮は前年）、右近一族のそれは大正三年となっている。しかし、右近一族の朝鮮での土地所有は明治末期に行なわれ、所有土地の全部は、後述の藤井寛太郎（不二興業株式会社社長）に一時あずけていたのである。そして、大正三年、この所有土地を独立經營に移したものである。鳴谷汽船会社、右近権左衛門の進出地帯は朝鮮の穀倉中核地帯である全羅北道の沃溝、益山、金堤、金州、井邑、扶安郡等であって、水田の小作經營が中心事業であった。

右近家が、朝鮮での土地所有に乗りだすようになつた直接の契機としては次の二つが考えられる。(1)右近家は日露戦争後の海運業界の不況で、船主としての海運業と、船舶保険業とのいずれもが不振に陥り、その打開策を検討しなくてはならない事態に追い込まれていた。(2)「日韓併合」が決定的となるや、朝鮮人の大土地所有者は自己の所有地が没収されることを恐れて、土地を処分しようとする動きを示した。もしそうなれば、地価が暴落して朝鮮

の社会は大混乱を呈するので、当時の韓国統監寺内正義はひそかに下僚を内地に派遣して日本人資産家に、朝鮮での土地買収を勧説した。この勧説の任に当った一人である寺内の秘書木村英俊は、かつて日本海上保険会社の東京支店長であったため、当然のこととはいえ、右近家にも、朝鮮での土地買収の勧説を行なった。かくして、右近家は「国策に協力する道に通ずるのみならず、将来有利な投資である」という勧説に従うことになり、これ以降持船を売却し、あるいは、対船主貸付金を引き上げて、朝鮮での土地買収資金に当たった。⁽³⁾

鷲谷商船会社の所有面積は大正期末に千町歩水準、昭和期には一、四〇〇町歩に増大し、水田だけで千町歩規模（小作人一、三七〇戸）となる。⁽⁴⁾ 右近家の所有面積は右近の個人名義所有面積と、日海興業会社所有面積とを合わせると、大正初期から昭和期にかけて、三一四千町歩の土地を一貫して所有していた。

注(1) 鷲谷一族は山口県出身で、神戸に本拠を置く新興海運・商船業者であり、特に日中戦争後に急速に台頭した海運・商船会社であった。鷲谷直系の会社には鷲谷汽船株式会社（昭和一〇年前後の資本金八〇〇万円、払込七〇〇万円）、鷲谷商船株式会社があつた。鷲谷一族の副業での事業は小作制農場の經營のみならず、鷲谷産業株式会社（資本金一〇〇万円、全額払込）、日鮮礦業株式会社（資本金一〇〇万円、全額払込）の大投資者でもあつた。内地では北日本汽船会社、東洋製紙会社の投資者でもあつた。前掲「福岡財閥論」（上）、一七九—二八〇頁、鈴木茂三郎「日本財閥論」（昭和九年）、三〇一頁、以下「鉛木財閥論」と略記、「要録（昭和一〇年）」二三一頁、その他。

(2) 右近家は福井県の出身で、大阪に本社を置く小海運業者、大海上保険業者であった。右近家は幕末期に北国の大連港業者であったが（海商・北前五大船主の一人）、明治期になつて他の廻遊業者と共に大阪商船会社を設立し、自らも和船を蒸気船に代え、本社も大阪に移転した。右近一族は明治四二年に海運業及び不動産管理会社として、右近商事株式会社を設立し（昭和一〇年前後の資本金二〇〇万円、払込一五二万円）、社長には右近櫂左衛門が就任した。さらに、右近家は明治二九年の創立になる日本海上保険会社を経営していた。この海上保険会社は三菱系の東京海上火災会社に対する大規模の保険会社であり、昭和一〇年前後における資本金は一千万円（払込金二六五万円、積立金六八五万

千円）、社長は右近齋左衛門であった。

日海興業会社は資本金一〇〇万円（四〇万円）で、本店は大阪市の日本海上保険会社内においていた。農場創立以来の配当は第一と二期一六分、三期一八分、四期一割、五と六期一二割、七期一一割、八期一一割五分、九と一六期一割、一七と二〇期一八分、二期一割三分の高さであった。右近齋左衛門は朝鮮電氣株式会社（資本金一〇〇万円、全額払込）の筆頭株主であり、兄の福次郎を社長にすえていた。前掲「獨口財閥論」（上）、二七七一一七九頁、「要録（昭和一〇年）」一一〇、四二四頁、佐久間晃編『法人個人職業別調査録』（昭和一三年）、六の二頁（以下「職業別調査録」と略記）、その他。

日海興業会社の設立経過について、日本火災海上保険株式会社企画部『日本火災海上保険株式会社七〇年史』（昭和三九年）はつぎのよう述べている。「大正三年にいたり、当時の主務官庁農商務省は日本海上が遠隔の地である朝鮮に広大な農地を所有するのは、保険事業として不便があり、しかも土地の評価が不明のため監督上好ましくないと理由で保険業法により土地の処分を要請してきた。日本海上はこれに対処して同年八月資本金一〇〇万円をもつて……日本海興業株式会社（社長 右近和作）を設立し、同社に所有農地を継承させることにした……。」（三六六頁）。右近家の朝鮮での土地買収、經營状況については同書、三六五頁参照。

（3）前掲、「日本火災海上保険株式会社七〇年史」、三六四頁。

（4）昭和初期の鶴谷農場の概況については、鶴谷農場『鶴谷農場概要』（昭和五年五月調）参照。

（2）大阪商人地主

大阪商人地主には（付表四）阿部市郎兵衛⁽¹⁾、阿部市太郎⁽²⁾、八木正治⁽³⁾の三人がおり、中京商人地主には滝兵右衛門⁽⁴⁾がいる。藤井寛太郎の主宰する不二興業株式会社⁽⁵⁾は大阪商人地主とは若干性格を異にするものであるが、系統的には、大阪堂島の米商人であった藤本合資会社の流れを引継いだものである。

中京商人の雄、滝兵商店は明治農会の名義で土地を所有し、畑作中心の小作制大農場を經營していた。その所有

規模は大正末期以降一貫して千町歩水準であった。大阪の巨商である阿部市郎兵衛、阿部市太郎、八木正治等はいずれも呉服商人であった関係から、朝鮮での綿布販売が土地所有への進出の直接的契機となつたと思われる。しかしこれらの巨商は朝鮮での小作制農場經營が、採算ベースに乗るかどうか、という点でかなり危惧の念をいだいていた。それ故同郷の商人出身者である不二興業会社の藤井寛太郎とも相談し、小作制農場經營が一應採算ベースに乗ることを確認したので、明治末期から朝鮮での土地所有に積極的に進出したのである。八木正治は前述の右近庵左衛門のひきいる日本海上保險会社に関係し、右近一族と同じく不二興業会社への出資者の一人であった。八木農場の開設は大正九年になつてゐるが、これは大正五一年の大水害のために、不二興業会社が經營困難に陥つた時、自己の出資分に相当する土地を不二興業会社から分離し、同時に同社からも土地を買収して、これを独立經營に移したことによるものである。⁽⁶⁾

このように大阪の巨商は米商人ないし呉服商人であったために、朝鮮市場開拓との関係から、土地所有への進出は早期であった。そして、早期に朝鮮への土地所有に進出した地主がそうであつたように、これらの巨商たちも、全羅北道、全羅南道の水田中核地帯に土地を所有した。所有面積は阿部市太郎、八木正治は千町歩以下であるが、この所有規模は昭和期に至るまで変化はない。阿部市郎兵衛商店は昭和初期の恐慌、不況の流にのまれて、大阪の商業經營が不振に陥り、朝鮮での土地は全部売却した。

朝鮮での代表的な巨大小作制農場の一つである不二興業会社は、前述のように大阪堂島の米商人であった藤本合資会社の事業を継承したものである。同社が朝鮮での土地所有に進出するようになつたのは、同社が明治三〇年代初期の不況期に経営の危機に直面し、この時藤井寛太郎が業務担当社員に就任し、經營の建直しを担当することと

なつた。そこで藤井寛太郎は朝鮮での米、雑穀、牛皮等の買出し及び輸入品の販売によって經營の建直しを図ろうとし、明治三七年、自ら仁川支店長として、渡鮮したことにはじまる。不二興業会社を設立したのは大正三年四月のことである（資本金一〇〇万円）。その後事業の発展とともに、大正九年には資本金は五〇〇万円に増大した（昭和七年に一〇〇万円減資して四〇〇万円）。不二興業会社の前身が米穀商であった關係もあって、全羅北道の穀倉中核地帯である金州、益山、沃溝、金堤に巨大な水田を所有し、その面積は、大正初期一、三〇〇町歩（総面積二千町歩）、大正末期五、七〇〇町歩（八千町歩）、昭和期八、八〇〇一八、九〇〇町歩（一万町歩）に達した。

不二興業会社の昭和期における主要株主は、東京に本拠を置く大証券会社である山一証券会社の直系会社である浜信証券会社⁽⁷⁾、藤井寛太郎、大阪の巨商・金沢仁兵衛⁽⁸⁾、前述の右近権左衛門の主宰する日本海上保険会社等である。⁽⁹⁾そして、昭和一〇年前後には波沢財閥の直系会社である東洋生命保険会社の社長である木村雄次⁽¹⁰⁾が、取締役会長となつて乗込んでくる。かくして、不二興業会社は波沢財閥の関係会社となつた。

このように不二興業会社は大阪に本拠を置く巨商・海運業関係者の資金的援助のもとに発展してきたものであるが⁽¹¹⁾、同時に、これら巨商・海運業関係者が朝鮮で土地所有に進出し、小作制大農場を創設するための手びきをしたものもある。いいかえれば、大阪の巨商・海運業関係者たちは朝鮮での購入土地を直ちに小作制大農場として經營するのではなく、農場利益があがるめどがつくまで、不二興業会社の委託經營のもとにおいていたのであり、あるいは、小作制農場經營の模範を不二興業会社に求めたのである。このように藤井寛太郎は大阪の巨商・海運業関係者が朝鮮で広大な土地の取得に進出するための導管としての役割を果たしたのである。

注(1) 同都市郎兵衛は近江出身で、大阪を本拠にした巨商。同部家は代々千石船を廻遊して、内地及び北海道の沿岸貿易を

行ない、専ら麻布、米穀、肥料の取引に従事していた。市郎兵衛は明治初期、米穀の取引によって巨額の富を蓄積した。明治二一年には、実弟阿部市太郎等と資本金一二〇万円の巾着製織会社を設立し、その初代社長に就任した（二代目社長は市太郎）。この巾着製織会社は明治二八年から朝鮮市場へ進出し、それ以後一〇年間は朝鮮市場で独占的地位を確保した。この会社は明治三九年六月、大阪紡績株式会社に合併された。さらに、市郎兵衛は明治二三年、阿部市太郎、阿部彦太郎等と資本金二三万円の阿部製紙所を創立した。阿部市郎兵衛商店の昭和一〇年前後における資本金は一千円（五〇〇万円）、事業内容は絹糸、麻糸、織物、疊材料等の販売である。相川太一「本邦編織紡績史」第四卷（昭和一四年）、「二二三」、二二一—二二二頁、同第六卷（昭和一七年）、「九七一—九八頁、株式会社大林組『大林組七十年略史』（昭和三六年）三頁、その他の。

(2) 阿部市太郎は前述のように近江出身の大坂自商・吉郎兵衛の実弟、巾着製織会社二代目社長、大阪の貿易会社・又一株式会社社長、阿部市商店の代表社員であった。市太郎家は麻布、海産物、肥料等の取引で資本を蓄積したものである。市太郎は明治一九年、大津に麻糸紡績会社を、二八年には近江帆布会社を設立した。朝鮮の阿部農場は大正一四年、東津農業株式会社に組織替えを行ない、同時に資本金を一〇〇万円（全額払込）とし、本店は同じく大阪市においていた。この株式会社への改組と同時に、出資者のなかに、市太郎の養兄であり、東洋紡績株式会社（大正三年、大阪紡績株式会社が三重紡績会社を合併して改名）の副社長である阿部房次郎が加わる（房次郎はのちに、貴族院議員、東洋紡績社長、紡績連合会委員長となる）。阿部市太郎の昭和一〇年前後における役職は又一会社社長（資本金三千万円・全額払込）、豊國土地会社会長（資本金四千万円・全額払込）、阿部市商店、又一土地株式会社の代表社員等であった。前掲『本邦編紡績史』第四卷、二二六—二七頁、『職業別調査録』八の二三頁、一の二四頁、四八の七頁、『要録（昭和一〇年）』、四二七頁。

(3) 八木正治は大阪商人。同家は代々京都仏光寺にあつて更紗染を業としていたが、明治一〇年代の末期から海外貿易に進出しはじめた。さらに奈良では酒造業を営んでいた。八木正治の父千之助は昭和初年に、右近橋左衛門の主宰する日本海上保険会社の取締役、右近も出資者の一人である不二興業会社の監査役を兼ねていた。前掲『大衆人名録』ヤの四頁。

(4) 龍兵衛門は中京財閥の雄、龍兵商店の経営者。同家は代々名古屋で呉服問屋を営みながら、資本を蓄積したものであり、愛知県の多額納税者であった。龍兵商店の昭和一〇年前後における資本金は一、五〇〇万円（全額払込）、事業内

容は穀物の売買業であった。羅信四郎（兵右衛門の四男、家督相続者）の昭和一〇前後における後職は羅兵商店、愛知織物会社の社長、羅座業会社、中央信託会社の監査役であった。羅兵衛門の朝鮮への進出は農場開設の年より早く、明治四〇年のことであった。これは明治四〇年に成立された韓國倉庫会社（主要な出資者は洪沢・大倉）の出資者の一人であつたことからである。このように羅兵衛門は韓國倉庫会社の投資者であることを通じて、中央財閥（洪沢、大倉等）と関係をもつていた。なお羅兵衛門の同族である羅定助（羅定商店）は大正一三年、名古屋に六〇・四町歩の耕地を所有していた。前掲『職業別調査録』、一一の一四頁、四八の三〇五頁、「福口財閥論」（下）、一一三一一四頁、『榮一伝記資料』（上）、六一七一六一八頁。

（5）不二興業会社の創立者である藤井寛太郎は徳島県の出身者であり、朝鮮における土地改良事業の先驅者である。

（6）旧万益農場長・玄藤翼正氏のご教示による。

（7）山一證券会社・浜信證券会社については、栗林正修『證券財閥論叢本』（昭和一二年）、一四二一三〇六頁参照。

（8）金沢仁兵衛は海運物仲介人、明治三〇年ににおける公債株券類の所有高は三二万二千円、市街宅地四、八六五坪を所有していた。大阪共立銀行頭取、大阪商船副社長、平野紡績会社社長を歴任した。牧野元良編『商工業者資産録』（明治三一年）、大阪の部、一二三頁、その他。

（9）前掲『要録（昭和一〇年）』、二一〇頁。

（10）木村雄次は第一銀行京城支店副支配人、胡錦銀行理事を歴任し、昭和初期には東京運河土地会社社長、城東電氣軌道会社取締役であった。前掲『大衆人事録』、キの一二頁。

（11）前掲『鉛木財閥論』、二〇七頁。

（12）昭和一〇年における不二興業会社の事業目的は農業、開墾、水利灌溉、不動産委託管理、信託業等を営むことであった。不二興業会社の創立以来の配当率は第一期一五分、二期一六分、三期一九分、四期一割、五期一割、六期一四割、七期一八分五厘、八九一〇期一八分、一一期一七分、一二九一五期一八分、一六期一五分、一七九一〇期一無配、二期一三分であった。このように配当率は第一次大戦の好況期には一割配当、大正末期の不況期から昭和初期にかけては八分配当、昭和恐慌期には無配当の連続であった。この無配当の連続は経済界の不況による影響よりも、会社の行なつた干拓事業が順調に進行しなかつたことによるものである。前掲『要録（昭和二年）』、一九六一九七、二三六頁、同

(昭和一〇年)、一〇、二五四一二五五頁。なお不二興業会社の沿革については『要録(昭和一〇年)』、二一〇頁参照。

(3) 長岡商人地主

新潟県長岡の商人・地主で、朝鮮への進出が最も早かつたのは川崎藤太郎⁽¹⁾である(付表四)。川崎は新潟県の小地主で呉服屋を経営していた。朝鮮での主要事業は干拓であり、川崎藤太郎の個人名義になっている土地は大正一年、一、五〇〇町歩であった。しかし、川崎の經營する瑞穂農場の干拓事業が順調に進捗せず、その影響を受けて川崎農場の所有面積は縮小の一途を辿り、昭和六年には水田四〇〇町歩足らずという小面積になった。

瑞穂農場の經營者は前述のように川崎藤太郎であったが、出資者は川崎及び同氏と姻戚関係にある長岡周辺の地主・商人等であった。⁽²⁾ この平安北道定州郡の干拓事業は大正一二年の海嘯の来襲によって多大の損害を蒙り、小作制農場經營は一大蹉跌を來した。それ以降所有土地を売却して、大正一一年には一、三〇〇町歩あつたものが、昭和六年には三五〇町歩に急減した。

川上佐太郎は長岡の米穀商であつて、朝鮮でも同様に米穀の取引に従事していた。⁽³⁾ 川上は米穀の輸移入を通じて不二興業会社の藤井寛太郎と知り合い、土地所有の有利性を確認したので、米穀の売買を通じて蓄積した資本を土地所有に投下した。このような関係もあって、川上同族会社は不二興業会社の大株主でもあつた。川佐農場は朝鮮での土地所有進出が大正初期であつたことと関連して、黄海道に農場を開設し、所有面積は昭和初期まで八〇〇町歩規模であったが、昭和六年には一、二〇〇町歩に拡大した。

鮮満開拓株式会社は、長岡周辺の一流の地主・商人の共同出資によって設立されたものであり、干拓を中心とする小作制大農場であつた。⁽⁴⁾ しかし、この干拓事業も、川崎一族のそれが成功しなかつたと同じように、種々の困難

に遭遇し、所有土地は長岡周辺の地主・商人の手からはなれ、昭和初期には松山常次郎⁽⁵⁾の所有に転化した。農場面積は大正末期に三千町歩（水田二、五〇〇町歩）、昭和初期には五、五〇〇町歩（水田三、九〇〇町歩）、昭和一二年に黄海道のみで六、三〇〇町歩（水田五、六〇〇町歩）の巨大小作制農場に発展した。

長岡周辺の地主・商人で、朝鮮での土地所有に進出したもののうち、同族的結合を主体にした川崎藤太郎グループは、干拓事業の失敗が大きな痛手となって大正中期以降所有地の売却を余儀なくされた。これに反して川上佐太郎グループは、小作制農場經營が順調に進んだ。この川上同族会社農場の小作經營が順調に進行した大きな要因は、干拓が成功したことと、川上同族会社の資本力が大きかつたことであろう。川上同族会社は単に新潟県長岡市の市場資本家ではなく、その事業範囲は中央にまで拡大した大穀物商であり、さらに、昭和期には前述のように新潟県での五四〇町歩地主でもあった。

長岡周辺の地主・商人が蓄積資本放出の一形態として、朝鮮での土地所有に進出した理由としては、つぎのようことが考えられるであろう。つまり、長岡はもともと織物、米の集散地であった関係から、ここに本拠を置く吳服商、米穀商は織物ならびに米穀の大取引市場としての大阪市場を通じて、朝鮮市場の広大性と有利性とは早くから目をむけていたであろうし、しかも、このような時に同郷出身の川崎藤太郎が朝鮮での土地所有の先駆者として存在していたので、これを媒体にして、市場開拓の意味をも含めて、朝鮮での土地所有に大挙して乗りだしたのであるう。

注(1) 川崎藤太郎は新潟県三島郡臨野町出身の呉服商で、三島農商銀行（明治二八年一二月設立、大正三年の資本金一〇万円、金額私込、大正九年一二月解散）の創立者でもあった。川崎の明治二三年における地価額は五、五〇〇円（反当二〇

田として、これは二七・五町歩の所有面積となる。明治三年には地価額九一七円、四・六町歩に減少する（藤井慎吾編『新潟県地価特姓名録』、一四頁、明治二三年調、前掲『新潟県衆議院議員選挙人地価芳名録』、二二六頁、新潟県三島郡『三島郡は』、「商業」、一四頁、大正六年、『新潟県農地改革史』資料五、一五一頁）。川崎藤太郎の朝鮮への土地所有進出は明治三九年であるが、藤太郎の弟である川崎晋吉が明治三八年に渡辭し、群山租界の理事官をしていた天野（南蒲原郡中之島村出身）を頼り、同氏のあつせんによって、群山外四里の沃野郡に藤太郎名義で土地を購入した。これが、川崎農場のはじまりとなつたのである。

- (2) 猶穂農場の昭和一〇年における出資者は（総株数三万株、資本金一五〇万円）川崎厚太郎（藤太郎長男）六、九五〇株、
渋谷謙三郎五、〇〇〇株、久須美作之助、星野藤太郎各四、〇〇〇株、関谷五郎三郎・川崎晋吉・吉川清（藤太郎義兄）
各二、〇〇〇株、石黒忠鶴一、〇五〇株、関谷繩・（矢）関谷紀衛・飯塚貞子各一、〇〇〇株であった。このうち渋谷謙三郎
は渋谷著作の養嗣子で北越製紙会社支配人、昭和一年の耕地面積は、渋谷産業会社の名義で二四二・〇町歩であった。
久須美作之助は三島郡和泉村小島谷の出身で、酒造業を営み、酒名は「祝鶴龜」であった。星野藤太郎は長岡郵便局長、
市役入役を歴任した人物であり、星野家は長岡市上田町の旧家、藤太郎は古志郡黒糸町川辺の地主、吉川家より入籍し
たものである。石黒忠鶴は忠鶴の長男、忠鶴は子爵、陸軍軍医絶監、坂密蘭間官、日本赤十字社社長を歴任した。忠鶴
の妻は川崎藤太郎の叔母の嫁ぎ先である小野家平次の妹であるので、川崎家と石黒家とは姻戚關係にあつた。関谷繩、
五郎三郎、紀衛、飯塚貞子は関矢孫一（北海道拓殖事業で著名な北越殖民社社長・孫左衛門の孫、衆議院議員、小出銀
行頭取、小平尾製絲会社社長、明治三五年の耕地所有面積九三・三町歩、大正一三年八七・六町歩）の同族であると思
われる。飯塚貞子は関矢孫一の妹、飯塚信佑の妻である。飯塚信佑は柏崎銀行頭取、明治三五年の耕地所有面積は一二
〇・四町歩、大正一三年、四二・七町歩であった。前掲『要録（昭和二年）』、二〇八頁、同（昭和一〇年）、二一七
頁、『新潟県農地改革史』資料五、七〇、二九八頁、その他。
- (3) 川上佐太郎は長岡市で川佐商店を經營し、明治末期から新潟県で一流の米穀商となつた。大正七年の米穀動では住宅
を襲撃・破壊された。米穀動以後は米穀投機の危険性を感じ、商人から蔵米資本への転身をはかつて新潟製糖会社を設
立し、同時に財産の保全機関として川上同族会社を設立した（昭和初期の資本金五〇〇万円）。川上同族会社の大正一三
年における耕地所有面積は八三・〇町歩、昭和一年の土地所有面積は五四二・九町歩（田三六六・四町歩、畠一五・

九町歩、原野六〇・六町歩）であった。前掲『新潟商工会議所六十年史』、二六七—二六八頁、『新潟県農地改革史』資料五、二九八頁、巻山貞雄編『大日本長者名鑑』（昭和二年）、北陸の部、九頁。

(4) 錦糸開拓会社は昭和二年、同郷の長岡出身の一派の資産家によって設立された辰岡拓殖会社を合併して、それまで七〇〇万円であった資本金を八〇〇万円に増加し、同時に、長岡市の本店を京城に移した。長岡拓殖会社は、大正八年に設立された小作制大農場であった。主要投資者は岸五郎（製造業）、鶴尾徳之助（石油・肥料商、第六九銀行頭取）、長部松三郎（製造業、鶴尾の前の第六九銀行頭取、明治三五年の耕地所有面積は九三・三町歩、大正一三年八六・一町歩）、小川清之輔（洋穀物商、長岡商業銀行頭取、北越製紙取締役、明治三五年の耕地所有面積は五五・三町歩）等であった。長岡拓殖会社は漠江の遊水地帯を干拓したもので、これは成功し、大正一四年の所有面積は六〇二・二町歩（京畿道金補、富川、高麗郡）であった。錦糸開拓会社は長岡拓殖会社の成功をみならつて、黄海道延白郡の二千町歩干拓をめざして設立されたものであり、出資者は川上佐太郎、鈎金（松村金兵衛）、秋原良吉、岡村半石衛門——いずれも米穀商、その外長岡拓殖会社の出資者であつた鶴尾、長部、小川、岸等であった。昭和一〇年ににおける錦糸開拓会社の主要株主は成業社（この大株主は朝鮮殖産銀行）と松山常次郎である。前掲『要録（昭和一〇年）』、二二四、二三四、三九七頁、その他。

(5) 松山常次郎は和歌山県出身の土木工學の技術者、大正四年に渡辭して川佐農場及び大正水利組合の技師長となり、さるに獨力で黄海社（資本金一〇五萬円、払込四二萬円）を起としてその社長となつた。松山はのちに和歌山県選出の衆議院議員となり、その外朝鮮土地改良会専務取締役、中央朝鮮協会評議員等を歴任した。前掲『大衆人事録』、マの五一頁、「要録（昭和一〇年）」、三六四頁。なお、この項については新潟県企画部の久保安夫氏から多大のご教示をえた。

(4) その他商人地主

その他商人地主としては（付表四）久留米紺で著名な國武金太郎と森六商店の森六郎が存在する。

國武金太郎⁽¹⁾の朝鮮での土地所有進出は早期であった。明治三九年、京畿道の水田中心地帯に土地を所有し、大正初期には早くも千町歩以上となり、大正中期には二千町歩、水田だけで一、三〇〇町歩を所有するに至つた。それ

以後、大正末期の不況、昭和恐慌の時期に所有面積を縮小して、二千町歩を割るに至った。

森六郎⁽²⁾の朝鮮への土地所有進出は国武金太郎よりおくれて明治四〇年のことであったが、明治四一年には早くも一、五〇〇町歩規模となり、大正初期には一、八〇〇町歩に増大した。その後は国武と同じように所有面積を漸減し、昭和初期には千町歩ぎりぎりとなつた。

以上内地商業資本の朝鮮における地主化の契機及び時期、土地の所在地、所有面積の推移等をみたのであるが、大阪の海運業関係者、巨大商人の地主化は不二興業会社の藤井寛太郎を中心として進展し、長岡商人の地主化は瑞穂農場の川崎藤太郎を媒体にして行なわれた。そして、大阪の海運業関係者、巨商たちは全羅北道の水田中核地帯に一、二千町歩の土地を所有して、水田中心の小作制大農場を経営し、この経営は阿部市郎兵衛商店を除いて殆んど成功し、昭和期まで所有面積を拡大なしし維持している。長岡の地主・商人は千石中心の小作制農場を開設せんとしたのであるが、これは結局失敗して、上川同族会社を除いて、大正中期以降所有面積は急減している。

このように朝鮮における八〇〇町歩以上の内地商業資本地主の殆んどが、大阪及び長岡を中心とした人々であつたことは特徴的である。この三品筋の巨商・穀商と、長岡周辺の呉服商・穀商とが朝鮮での土地所有に進出するようになつた直接の契機は、日本人商人が、明治中期から自國製の綿布を朝鮮へ輸入し、米・大豆を朝鮮から輸出するという商業活動に従事していたことにある、といえる。

注(1) 国武金太郎は福岡県久留米市の「つちや足袋」、「久留米糸」の製造・販売で資本を蓄積した、地方マニュファクチャ

アー經營の代表者であった。国武合名会社の朝鮮での事業は農場經營のみならず、木浦府内において市街地經營も行なつていた。昭和一〇年における合名会社国武農場の資本金は六五万円であった。前掲『要録(昭和一〇年)』、二一八

頁、「権力財閥論」（下）、一九五頁、信夫清三郎「近代日本産業史序説」（昭一七年）、九八一九九、一七二一七三頁。

（2）森六郎は徳島県の多額納税者、龟甲久印醤油製造元であった。その他森六商店・堺屋本店代表取締役、日本製糖会社取締役、重要物産会社監査役等を兼ねた。大正一三年における徳島県での耕地面積は八三・九町歩であった。前掲『大衆人事録』、その一五頁。

（3）前掲、梶村秀樹「朝鮮近代史の若干の問題」、五七頁。

明治二七年の綿糸輸出關稅免除後の綿糸・綿布類の朝鮮向け輸出額の、朝鮮向け輸出總額中に占める割合は、明治二七年一三・四%、二九年三八・〇%、三一年四一・七%，三三年五八・二%であった（南とく子「日清戰爭と朝鮮貿易」、四四頁、『歴史学研究』第一四九号、昭和二六年一月号）。朝鮮からの米輸入額の、米輸入總額に占める割合は、明治二九一三年平均で一七・〇%，明治三九一四年平均で一六・七%であった（井上晴丸『日本資本主義の發展と農業及び農政』、一五六頁、昭和三二年）。

（5）金融業関係地主

内地における金融業関係者で朝鮮の土地所有に進出したものは（付表四）、東京の村井銀行、村井貯蓄銀行の經營者である村井吉兵衛⁽¹⁾、岐阜県大垣市の大橋銀行の經營者である大橋與市⁽²⁾、泰昌銀行の經營者である赤星鉄馬⁽³⁾等である。

村井吉兵衛は日本ではじめて米国産葉煙草原料による紙巻煙草を製造・販売した人物である。村井吉兵衛は巻煙草の販売市場として朝鮮には早くからめをつけ、明治二七年八月には朝鮮の仁川に地方代理店（後に出張所に昇格）を設置し、巻煙草の販売及び煙草葉の輸入にたずさわっていた。このように早くから朝鮮と関係をもつていた村井は、明治三八年、朝鮮での土地所有に進出した。村井が明治三八年という特定の時期に、朝鮮の土地所有に進出したのは、村井家の内部事情からすると、明治三七年の煙草専売制度の全面的実施とともになって、村井家の基軸事業

である煙草の製造・販売事業が政府に売却され、二千四〇〇万円の金を受取り⁽⁴⁾、この賠償金の投下舞台を探索していたことによる。村井農場の所有面積は明治四一年には四、二〇〇町歩、その後大正末期までに三、六〇〇町歩に減少するが、水田だけでも二、六〇〇町歩に達する大面積を所有して、慶尚南道の穀倉地帯に水田中心の小作制大農場を經營していた。しかし、昭和二年の金融恐慌によつて村井銀行は倒産し、これと同時に朝鮮の小作制農場も全部完却されるに至つた。

大橋与市は村井吉兵衛よりは若干おくれて、明治四〇年に朝鮮で農場を開設する。大正期には千町歩規模に拡大し、全羅北道の穀倉地帯に水田中心の小作制農場を經營した。その後の所有面積は千町歩規模を一貫して保持していた。

赤星鉄馬の所有農場は成驥牧場合資会社とよばれ、牧畜業及び乳製品の製造・販売を行なつてゐた。所有面積は大正期—昭和期を通じて八〇〇—九〇〇町歩規模であつた。

注(1)

村井吉兵衛は京都出身であり、西のタバコ王といわれた。明治二三年、紙巻煙草「サンライス」の製造・販売、葉煙草貿易によつて資本を蓄積した。村井兄弟商会は明治三二年、アメリカ・タバコ会社と平等出資で資本金一千万円の株式会社村井兄弟商会に発展し、明治三五年における使用職工は二、五一五人であつた。村井吉兵衛は明治三七年、煙草事業が官営に移されるや、合名会社村井銀行（資本金一〇〇万円）、株式会社村井貯蓄銀行を創立してその頭取に就任し、金融業界に進出した。村井系銀行は昭和二年の金融恐慌で大打撃を受け倒壊し、他の没落銀行とともに昭和銀行に再編成された。村井貞之助（吉兵衛義弟）は大正一三年、北海道紋別郡に六七・六町歩の畠を所有し、昭和五年には、畠一一三・六町歩、山林原野、その他を三三〇・〇町歩、計四四三・六町歩所有していた。村井吉兵衛は前述の洪沢、大倉等が主要な出資者となつて明治四〇年に設立した韓國倉庫会社の投資者でもあつた。村井はこのような関係を通じて、中央財閥である洪沢、大倉等と結びついていた。大溪元千代『たばこ王・村井吉兵衛』（昭和三九年）、七一、二二三、

二三二頁、前掲『大人名事典』第六卷、二五一頁、『種口財閥論』（下）、二九二、二九八頁、北海道厅産業部『農場調査』（昭和七年）、附錄、三三二頁。なお村井吉兵衛についての詳細は前掲『たばこ王・村井吉兵衛』参照。

(2) 大橋与吉は岐阜県大垣市出身の金融事業家、山林所有者であった。大橋は明治三十一年大橋銀行を創立して、その頭取となつた。岐阜県での山林所有面積は、昭和二四年に三一五町歩であった。朝鮮での大橋農場は大正一〇年、従来大橋与市の個人經營農場を株式会社組織に変更し（昭和一〇年の資本金二七〇万円、払込一七五万五千円）、同時に本社を大垣市から全羅北道益山郡邑磨町に移転した。株式会社大橋農場は小作制農場經營のみならず、裡里市街の大半を所有して市街地經營も行なつてゐた。前掲『大衆人事録』、オの七四頁、『要録（昭和一〇年）』、二一七一一八頁、その他。

(3) 赤星鉄馬は鹿児島県士族赤星弥之助の長男であり、泰昌銀行の頭取をやつたことがある。昭和一〇年前後における赤星の役職は千代田火災保険会社、千才火災海上再保険会社の監査役であつて、金利生活者であつた。赤星の經營する成鋪牧場の昭和一〇年ににおける資本金は三〇万円、そのうち赤星鉄馬の出資額は二〇万円であつた。前掲『大衆人事録』、アの四〇頁、『要録（昭和一〇年）』、二二八一一九頁、『職業別調査録』、四八の一五頁、『種口財閥論』（下）、一四七頁。

(4) 前掲『たばこ王・村井吉兵衛』、二二三頁。

2 地場資本地主

地場資本については、第一級の地場資本とそれ以下の中級地場資本との二つに分けて検討する（付表五⁽¹⁾）。

まず、第一級でない中小地場資本の検討からはじめる。中小地場資本の主要事業は真田尚治—酒造業、金貸業、黒住猪太郎（東洋拓殖移民）—紡糸の製造・販売業、金貸業、農機具・肥料販売業、運輸業、中柴商店会社—米穀・肥料商、運輸業、牛の貸付・預託、高瀬政太郎—倉庫業、肥料販売業、織物の生産・販売業、金谷一二一金貸業、精米業、運輸業、鬼頭兼次郎—織物・烟草・薬品販売業、酒造業、福田有造—穀物商等である。⁽²⁾ このように

地場資本家は向らかのかたちで、農業生産と関連する事業を經營していたのである。

地場資本の土地所有への進出は早期で、その多くは「日韓併合」前に行なわれた。このように早期に土地所有へ進出した地場資本にとっては、資本形成と土地所有への進出とが同時的過程として行なわれた。というよりは、土地所有を資本蓄積の主要な基盤としつつ地場資本としての姿態を整えた、というほうが適切であるかも知れない。

地場資本の土地所有規模は千町歩内外であり、内地地主、商業資本地主、金融業関係地主のような巨大規模のものは存在しない。地場資本地主のうち、所有面積を拡大したもののは時期は、大正末期—昭和初期の不況期である。

これに反して、所有規模を縮小したものの時期も同様な経済変動期であるが、このような地場資本の数は、所有面積を拡大した地主に比らべると、極めて少數である。かくして、地場資本地主は経済界の不況期にその所有面積を拡大したということができる。これは経済界の変動期に耐えきれないで、土地を手ばなす地主から広範囲にわたって土地を買収・集積したものであろう。したがつて地場資本による土地所有は所有規模の巨大でない割合には、かなりの郡別分散度を示している。このように地場資本地主の場合には地場資本としての発展⁽³⁾と、土地所有者としてのそれとが、同時並行的・一心同体的に行なわれていることが特徴的である。

小作制大農場から收取した小作料収益が、地場資本の再生産構造のなかで、どのような位置を占めていたかを確定することはなかなか困難であるが、これについてはつぎのような二つの類型が考えられるであろう。一つは、小作制大農場の経営が地場資本の資本蓄積・再生産に対して第一義的意味をもつ地主類型、他の一つは、土地所有にもとづく小作料・剰余価値の收取が、地場資本の資本蓄積にとって、第二義的・副次的意味しかもさえない地主類型である。この後者の場合でも、土地所有が資本蓄積の主要な基盤でなかつたとはいえ、地場資本による土地所有

は、この資本の基軸事業の循環過程の中に間接的に介入することによって、原料農産物の低廉な、しかも確実な取得の手段として、さらに、事業資本借り入れのための担保物権としての経済的意味をもつものである、といえるであろう。

つぎに、第一級の地場資本である斎藤久太郎、迫間房太郎、加藤平太郎の三人を検討する。

斎藤久太郎は製粉、製米、醸造業の食料品加工業で資本蓄積を行なったものであり、昭和初期には朝鮮穀物協会の幹事長をしていた。昭和一〇年代には、これらの農産物加工業の外に倉庫業、船舶業、製葉業等にまで、事業を拡大した⁽⁴⁾。このように斎藤久太郎は農産物を原料とする加工業資本家であり、彼の所有する小作制大農場は、加工資本の再生産過程に間接的に編入されたものである、といえる。斎藤の土地所有への進出は大正元年であって、これは他の二人に比して、かなり早期であったということはいえるが、資本形成の主要な源泉・基盤は前述のように農産物の加工業であって、土地所有ではなかった。つまり、土地所有への進出は産業資本としての姿態を整えた後に行なわれたのであって、土地所有は個別資本の蓄積・拡大再生産にとって副次的・第二義的意味しかもちえなかつた、といえるであろう。しかし、その土地所有面積は大正四年にはすでに千町歩規模に達し、それ以降、一貫してこの規模を保持し、準職時体制期には三千町歩の巨大農場に発展した。

迫間房太郎は水産業、倉庫業、穀物貿易業、土地の売買仲介業等を通じて資本を蓄積したものである⁽⁵⁾。迫間の土地所有への進出は大正七年であって、大正末期までは二〇〇町歩ばかりの土地しか所有していなかつたが、昭和初期の恐慌期には一躍四千町歩以上の巨大地主にのし上り、水田だけでも二千四〇〇町歩の面積を所有するに至つた。このように迫間は地場資本として形成・確立された後に、土地所有へ進出したものである。そして、地場資本

としての発展と、土地所有規模の増大とが、並行して行なわれている。

加藤平太郎は大穀物商、大精米業者であり、特に軍隊用の食糧米を取扱う御用穀物商である。⁽⁶⁾ このような穀物の運搬・加工・売買によって蓄積した資本を土地所有に投下して、朝鮮でも屈指の巨大地主に成り上つたものである。土地所有への進出は大正九年であり、大正末期には一〇〇町歩余の地主であったが、昭和恐慌期には一躍七、六〇〇町歩の土地所有者となつた。しかし、昭和六年には激減して六〇〇町歩となつた。このように加藤の小作制農場規模が急減したのは、御用穀物商である関係もあって、日本帝国主義の満州植民地化工作の本格化とともに、満州への土地所有に進出し、さらに、支那事変の勃発とともに、支那派遺軍軍用米の巨大納入者として活躍するようになり、同時に、支那に巨大な土地を所有したためである。⁽⁷⁾ このように加藤の朝鮮における土地所有規模の減少は土地所有面積の絶対的減少ではなく、日本帝国主義の満州、支那の植民地化工作の進展とともに、これらの地域へ、土地所有の舞台を移転したためである。

以上のように第一級の地場資本は資本として自己を確立した後に、最大限の利潤を確保するために、土地所有へ進出してきたものであり、資本形成の当初から、資本と土地所有の機能的結合はなかつた。これら地場資本の基軸事業は、農産物の売買、加工、運搬・保管等であるから地場資本による土地所有は、彼らの基幹事業の必要とする原料農産物を安価に、しかも確実に取得するための媒体としての役割をもつものであり、同時に、貨幣資本借入れのための担保としての経済的意味をもつものである。そして、農産物の売買、加工、運搬・保管が彼らの資本蓄積・拡大再生産の主要な源泉・基盤だったのである。しかし、資本と土地所有との結合が、地場資本の発展とともに拡大・強化されているこ

とは（特に顯著なのは昭和初期以降）、地場資本の拡大再生産にとって土地所有が副次的な意味しかもたらなかったとはいえる。土地所有が地場資本の再生産構造の一環として、自己増殖機構のなかに、間接的に編入されていた、ということを意味する。このように土地所有が地場資本の再生産軌道に定置、再出されていることは、地場資本地主の推進過程にとって特徴的のことである。

（1） 地場資本という表現は適切でないが、他に適切な用語があつたらないので、この用語を使用しておく。ここでいう地場資本とは日本人のなかで、事業經營の基盤が朝鮮にあるものを指す。これらの地場資本を資本の性格によって分類すると、その多くは商人・高利貸資本であるが、産業資本に転化したものもある。特に第一級の地場資本は、その殆んどが産業資本化したものとみて差支えないであろう。

（2） 真田農事合名会社については、前掲『要録（昭和一〇年）』、一二二五頁、黒住猪太郎、同上、六一頁、同（昭和二年）、一三六一—一三七頁、中栄産業会社、同（昭和一〇年）、八〇、一一三、一二七、二九七、三一三—三一四頁、株式会社高麗農場、同上、一二六、二六八頁、金谷一二、同（昭和三年）、三一四頁、同（昭和一〇年）、三六三頁、鬼頭農林会社、同（昭和二年）、一五八、二四八、三一四頁、同（昭和一〇年）、一六一、二三九頁、福田農事会社、前掲『韓國ニ於ケル農業ノ經營』、九〇頁、『要録（昭和一〇年）』、一〇九、一九七、二〇八、二一五頁。

（3） 前掲『要録（昭和二年）』、同（昭和一〇年）の各農場記載の頁数参照。

（4） 前掲『種口財閥論』、二五五—二五六頁、『要録（昭和一〇年）』、二七八頁。斎藤久太郎の昭和一〇年ににおける主要な関係会社をみると、酒造業では斎藤酒造合名会社（資本金三〇万円）を經營し、「金千代」の銘柄で好評を博し、年間酒造高は一万五千石であった。また大平醸造株式会社（資本金五〇万円、全額払込）の大株主・社長でもあった。製粉業としては豊國製粉会社（資本金一〇〇万円、払込六〇万円）の大株主・社長、精米業としては斎藤精米所（資本金五万円、全額払込）を經營した。この精米工場で使用する職工数は昭和九年三〇〇人、白米生産高は一五万石であった。製菜業としては豊國製菜会社（資本金五〇万円、払込一二万五千円）の大株主・社長であった。前掲『要録（昭和一〇年）』、一三七—一三八、一五九、一六六、一九五、二二六、三四六頁。鎮南浦商工会議所『鎮南浦商工名録』（昭

和一〇年）、一二頁。

(5) 前掲「樋口財閥論」(下)、二六〇頁、「韓國ニ於ケル農業ノ経営」、九〇頁。迫間房太郎は明治一三年、大阪の貿易商、五百井商店の釜山支店支配人として慶鮮し、同三八年に独立して土地家屋の売買・貸借業、貿易業、倉庫業、水産業を営みながら資本蓄積を行なつたものである。明治三九年には「釜山の大成功者」（淡沢栄一）の表現、前掲『采一伝記資料』(上、六二〇頁)とよばれ、昭和初期には「朝鮮財界の重鎮」（有馬純吉編『朝鮮紳士録』、三三四頁、昭和六年）といわれた。明治末期には前述の韓國倉庫会社監査役として、中央財閥波瀬と関係をもつていた（前掲『采一伝記資料』(上、六一八、六二一頁)）。迫間の昭和期における役職については「朝鮮紳士録」、三三四頁、明治三〇年代初期における軍部との結託については、前掲、李在茂「日本帝国主義による朝鮮植民地化の基礎的諸指標」、一九一〇年参考。

(6) 加藤平太郎は鎮南浦に拠点を置く穀物取扱業者であり、同時に、運輸・倉庫業をも經營していた。昭和九年における加藤精米所の鎮南浦本店は資本金一二〇万円、職工数四七一人、原動機馬力数七六〇馬力、白米生産高二〇万石であった。この外加藤平太郎は朝鮮精米会社（昭和一〇年の資本金五〇〇万円、払込四一二・五万円）の筆頭株主、西鮮合同電気会社（資本金一千万円、払込三四〇万円）の大株主、その他多くの会社の出資者であった。前掲『鎮南浦工商名録』、一一二頁、「職業別調査録」、二〇の八頁、「要録（昭和一〇年）」、九〇一九一、一〇三一〇四、一一三、三四四頁。

(7) 斎藤繁正氏のご教示による。

3 産業資本地主

ここでいう産業資本地主とは事業経営の基軸が内地にある産業資本で、朝鮮における土地所有規模が八〇〇町歩以上のものである。この産業資本のすべては、事業の中心会社の存在する地域では中央財閥に対比して「地方財閥」の巨頭と称されている資本である。この産業資本地主には（付表六）片倉殖産株式会社、安川・松本農場、中部農事株式会社、多木彌次郎、株式会社大林農場等が存在する。

片倉殖産会社の朝鮮での農場開設は産業資本地主のなかでは最も早く、明治四一年である。片倉殖産会社の前身は片倉組、片倉合名会社であつて、この両会社は片倉一族の出資会社であり、製糸業を中心にしてきた会社である。しかし、この会社は製糸業を基軸に発展したものであるとはいへ、副次的には土地経営、造林事業をも並行的に行なつていた。つまり、片倉一族では資本と土地所有との結合関係が、資本形成の当初から存在していたのである。この点は他の産業資本地主と異なる。その後、片倉組が製糸産業資本として確立した後にも、土地所有との共棲関係は強化されたのである。

片倉組の朝鮮における土地所有面積は大正一一年二、六〇〇町歩、昭和初期には千町歩水準に減少したが（このうち耕地が殆んどである）、その後は耕地不變、山林は一貫して増大し、昭和一五年には山林だけで一万五千町歩をこえる巨大山林地主となつた。この山林は主として、総督府より一定の年限をもつて国有地を借り受け、これに造林を行なつて無償譲渡を受けたものである。⁽²⁾

片倉組が朝鮮での小作制農場及び山林經營を積極的に行なうに至つたのは、まず小作制大農場の經營は、(1)製糸工場及びその他会社の労働者に食糧を供給すること、(2)桑園の伸縮は蚕業の盛衰に大きく影響するので、桑園拡大の一助にすること、等である。つぎに、造林事業への進出は、片倉組各工場の建築材料及び燃料を供給するためである。⁽³⁾ このように片倉組の土地所有は、片倉組の基幹事業である製糸紡績業の再生産構造の一環に編入されているのである。いいかえれば、小作制農場經營は労働力の低廉化のためのテコとなり、山林經營は生産手段の一部分である工場建築用資材の安価・確実な取得のための手段としての役割を果たすのである。

安川・松本農場は九州財閥の巨頭、男爵安川敬一郎、松本健次郎の所有する農場である。安川・松本家の朝鮮へ⁽⁴⁾

の進出は、同家の基軸事業が鉱山業であった関係から、鉱山業の朝鮮への進出（明治四年）にともなって行なわれたものである。小作制大農場の開設は大正三年七月、黃海道殷栗郡西面場岩里（鏡南浦附近）に買収した一、一〇九町歩の土地と、總督府から借地した五四三町歩の土地とに、約一〇〇万円の資本を投下したことにはじまる。さらに、平安南道広梁湾（大同江入江）の千鶴地約二〇〇町歩の干拓工事もはじめた。⁽⁵⁾ そして、大正末期には、水田七五四町歩、畑三一五町歩、その他二四八町歩、計一、三一七町歩の土地を所有し、この所有土地は昭和一一年農場の開放されるまで經營しつづけていた。

このように安川・松本家が朝鮮での小作制農場經營に積極的であったのは、朝鮮における所有鉱山の鉱夫・職員に供給する食糧の低廉な確保のためであり、山林經營は坑木の安価な確保が主要な目的であったと考えられる。かくして、安川・松川一族の土地所有は同家の朝鮮での基幹事業である鉱山業の再生産軌道に定置され、間接的にではあるが、安川・松本一族の資本蓄積・拡大再生産に寄与した、といえるであろう。⁽⁶⁾

中部農事会社は下関に本拠を置く大水産会社・林兼商店（現在の大洋漁業の前身、創設者中部幾次郎）の所有する小作制大農場である。⁽⁷⁾ 林兼商店と朝鮮との関係は、明治四〇年にはじまる。当時朝鮮近海は水産物の宝庫であったため、多くの日本漁船がここへ出漁したのであるが、林兼商店も仕込船をしたがえて朝鮮近海の漁場へ進出した。農場の所在地は方魚津と同じ道の慶尚南道金海郡であり、ここに三五〇町歩の未墾地を購入して小作制農場の開設に乗りだしたのである。そして、林兼商店の朝鮮漁業本拠地が羅老島から方魚津に移転した、大正四年のことである。農場の所在地は方魚津と同じ道の慶尚南道金海郡であり、ここに三五〇町歩の未墾地を購入して小作制農場の開設に乗りだしたのである。そして、林兼商店の朝鮮漁業本拠地である方魚津及び釜山附近に農場面積を拡大し、さらに、昭和四年には全羅南道木浦に一千町歩の水田を買収した。このようにして、昭和二〇年頃には、朝鮮での

水田所有面積は二千町歩に達した。このように林兼商店が水田中心の小作制大農場を開設したのは、同店の支配下にある漁夫の食糧を安価に確保するためであった。⁽⁸⁾ いいかえれば、労働力低廉化のための手段だったのである。かくして、林兼商店による小作制大農場は、同店の基軸事業の一つである漁業資本の運動過程と機能的に密着し、中部一族の資本増殖に寄与した、ということがいえるであろう。

多木農場は、磷酸肥料会社で著名な多木肥料株式会社の所有する小作制大農場である。⁽⁹⁾ 朝鮮での農場開設は大正七年である。その所有面積は大正末期には二、三〇〇町歩、そのうち、水田は一、五〇〇町歩であり、水田中心の小作制大農場であった。その後、昭和期には水田面積は増大し、二、四〇〇町歩前後となつた（総面積は昭和四年四千町歩）。この水田の所在地は朝鮮の代表的な穀倉地帯である全羅北道益山、金堤、井邑等である。このように多木肥料会社は産業資本として自己を確立した後でも、「地主的胎盤」をいつまでも、もらつづけていたのである。

多木肥料会社の小作制大農場経営は、これを媒体として会社の主要生産物である肥料を、小作農民及び他の農業者に販売するという、生産物販売のための市場開拓・獲得の手段として役立つたといえるであろう。つまり、土地所有を媒介にして、自己の小作制大農場に肥料を売り込み、さらに、この小作制大農場での肥料施用による生産力増大の効果を他の農業者にも宣伝して、肥料の販売を容易にする、という役割を果たしたと思われる。このように多木肥料会社の土地所有は、肥料資本の循環過程の一環に定置され、資本蓄積の拡大に寄与した、といえるのであろう。⁽¹⁰⁾

株式会社大林組農場は、土建資本である株式会社大林組の所有する農場である。⁽¹¹⁾ 大林組の朝鮮への進出は日露戦争時の明治三七年であり、農場開設はこれよりずっとおくれて昭和三年のことであった。大林組の土地所有への進

出は大林組が土建資本として確立した後に行なわれたものである。したがって、土地所有が土建資本の形成・確立のための有力な源泉になった、ということはできない。土地所有面積は、昭和六年には水田だけで二千町歩以上に達した。

大林組が朝鮮で水田中心の巨大小作制農場を經營した主要な目的は、大林組支配下にある飯場労働者の食糧を安価に確保するためであつた、と考えられる。かくして、大林組による土地所有は土建資本の再生産過程と機能的に結合し、資本増殖の一助となつたのである。⁽¹²⁾

このように産業資本地主のほとんどは（前述の第一級の地場資本地主を含む）、大正初期—中期に朝鮮での土地所有に進出し、昭和期にはその所有規模を急速に拡大して二千町歩以上の巨大地主に成り上つた。このような産業資本の土地所有への進出期は、日本資本主義の独占段階移行への完成期であり、二千町歩以上巨大地主への上昇期は独占資本段階であった。そして、これらの時期は資本相互の競争が熾烈を極めて、資本の集積・集中は飛躍的に進行・拡大し、資本の独占的結合は急増した。⁽¹³⁾ このような資本の競争・淘汰の激化期に、中央巨大財閥と直接的なつながりをもたない一匹狼的存在であつた。これらの産業資本は、競争力を強化する必要に迫られたであろう。それ故、これらの産業資本は競争に対抗・打ち勝つための手段として、土地所有へ進出し、これを媒体として基軸事業の競争力を補強しようとしたのである。

産業資本地主はもともと資本として出発したものが、基軸事業における最大限の利潤を獲得するために、土地所有に進出したものである。そして、産業資本としての発展と、地主としてのそれとが同時的過程として行なわれてゐる。いいかえれば、産業資本としての発展が地主的基盤の強化と並行的に行なわれている。このことは、資本と

土地所有者が機能的に結合しているからである。産業資本の土地所有への進出は土地所有を媒体として、(イ)労働力の低廉な確保（製糸紡績資本、炭礦資本、漁業資本、土建資本による土地所有）、(ロ)生産手段の安価なしかも確実な取得、(製糸紡績資本、炭礦資本による土地所有）、(ハ)商品の実現を容易にすること（肥料資本の土地所有）が主要な目的だったのである。そして、小作料収入そのものの取得は副次的・從属的な意味しかもたなかつた。このように産業資本による土地所有は、基軸事業の再生産軌道に定置され、資本増殖のテコとしての役割を果たす。つまり、産業資本地主の場合には、土地所有が基幹事業の再生産過程と機能的に癒着しているのである。

注(1) 片倉殖産会社は片倉合名会社の直系会社であり、大正一〇年に資本金一五〇万円で設立されたものである。片倉合名は明治三九年設立され、その当時の事業目的は土地を所有し、農業を営み、土地を管理することであった。片倉合名の昭和一〇年における資本金は一千万円。同社は大正九年、製糸業のみを分離して片倉製絲紡績会社（昭和一〇年前後ににおける資本金五、三五五万円、払込二、六七七・五万円、積立金一、二五〇万円）を設立した。片倉殖産会社は、従来片倉組が「殖産興業」の開拓を意図して、朝鮮各地に開拓した農林事業一切を引き継ぎ、これを独立経営に移するために創設された会社である、といわれている。同社は当初主として不動産の所有管理及び農林業を行なつてはいたが、その後肥料販売、硫化火薬・焼酒の製造販売、船舶運輸業をも兼営するに至つた（片倉製絲紡績株式会社専務課編『片倉製絲紡株式会社二十年誌』、昭和一六年、以下「片倉二十年誌」と略記）。

片倉組の土地所有への本格的進出は明治二九年であり、同年から内地、北海道、台湾に土地を買収した。朝鮮への進出は明治二八年、片倉組の百瀬亀作がはじめて韓国に渡り、明治三五年より養蚕を試み、また韓国人より成糞を購入したことにはじまる。そして、明治三七年一〇月には、平壤府の住宅地經營に乗りだし、同時に朝鮮南部の購入準備をはじめた。明治四一年一月には黄海道黄州郡に農場を開設した（前掲「片倉二十年誌」五〇二頁、「朝鮮農業発達史（発達編）」、一五頁）。

片倉合名の内地における土地所有面積は大正九年、北海道空知郡に耕地一一六・一町歩、大正一三年、宮城県栗原郡、

登米郡に「六九・二町歩、昭和五年には北海道石狩郡、空知郡に土地三六二・八町歩、であった（以上は判明分のみ、北海道厅「五十町歩以上ノ地主」大正九年調査、前掲、北海道厅産業部「農場調査」南録、三、四頁）。明治末期以降における片倉組、片倉殖産会社の朝鮮各地での事業の発展状況については「片倉二十年誌」一九一一九七、二五一页参照。

(2) 木村繁・三宅晴助『川西・大倉・伊藤・片倉コンツエル説本』（昭和一七年）、二五八頁。

(3) 前掲「片倉二十年誌」、四九一頁参照。

(4) 松本健次郎は安川敬一郎の次男で、松本家の相続者であり、二代目明治鉱業会社社長（初代は安川敬一郎）である。

三代目明治鉱業会社社長である安川清三郎は敬一郎の三男であつて、安川宗家を相続し、安川電気製作所の初代社長。安川電気製作所の二代目社長である安川大五郎は敬一郎の五男である。安川・松本一族の基幹事業はいうまでもなく「黒ダイヤ」事業で、その中心会社は明治鉱業会社である（昭和一〇年前後の資本金三千万円、昭和一五年三千万円）。この安川・松本一族の所有する鉱山会社の石炭生産高は、昭和一一年において内地石炭生産高の五・〇%（これは三井（二五・一%）、三菱（一四・九%）、貝島（五・四%））について、第四番目であった。明治鉱業会社は石炭事業の外に、クローム鉱、マンガン鉱、金礦の生産を行なう総合鉱山会社に発展し、さらに紡織業、化学工業にも手をひろげていた。安川電気製作所は大正四年、資本金二五万円で設立されたものであり、資本金は昭和一三年七五〇万円、一九年一、五〇〇万円に増大した。これらの鉱山、電気製作事業を統括する司令部は安川・松本合名会社（昭和一〇年設立、資本金二千万円、社長松本健次郎）である。明治鉱業株式会社史編纂委員会『社史』（昭和三二年）、七一一七三頁、「櫛口財閥論」（下）、一八四一八六頁、高橋龟吉・青山二郎『日本財閥論』（昭和一三年）、一一一八頁、安川電機四十年史編纂委員会『安川電機四十年史』（昭和三年）、二一五、三九六頁。

(5) 前掲「社史」、八七頁。

(6) 安川・松本一族の農場開設の契機及び経過については、前掲『社史』、八七一八八頁参照。

(7) 林兼商店はもともと兵庫県明石で、鮮魚の仲買・運搬業を行なつてゐたものである。林兼商店は明治四〇年以来、朝鮮近海へ進出し、そこで仕入れた鮮魚を下關、大阪方面へ運搬・販売した。明治四二年頃には、配下の仕込漁船は二〇一三〇〇隻に達し、大正四一五年には千隻を越えるに至つた。このような林兼商店の朝鮮漁業への進出が、その後の発展の基礎となつたのである。そして大正五年には漁獲の直當に乗りだし、さらに、大正七年には捕鯨業に進出し、九

年には下関を根据に機船底曳漁業、汽船トロール漁業の直営をはじめ、一〇年には九龍浦牛浦で定置漁業の直営に着手した。林兼商店は從来、中部幾次郎の個人事業であったが、大正一三年には株式会社組織に改編された。つまり、(1)林兼漁業株式会社（資本金三〇〇万円、全額払込、本店は方魚津）、(2)林兼冷蔵株式会社（資本金二〇〇万円、全額払込、下関）、(3)株式会社林兼商店（資本金五〇〇万円、全額払込、下関）の三社が設立された。そして大正一四年一月には漁業の本拠地を方魚津から下関に移転し、同年九月には前述の三社を資本金一千萬円の株式会社林兼商店に統括した（昭和一〇年には資本金一、五〇〇万円）。ここにおいて、林兼商店は共同漁業（後の大日本水産会社——日產コンツェルン系）、日魯漁業会社——三菱コンツェルン系とともに、三大水産会社の一つに成り上ったのである。

昭和初期の林兼商店会社の朝鮮における事業発展の状況をみると、水産物冷蔵部の第三工場を咸鏡北道清津に建設し、釜山牧の島に製塩工場と精米工場、慶尚南道方魚津と咸鏡北道清津に製肥工場を建設した。なお中部幾次郎の四男庄次郎（島根林業社長）は昭和二十四年、島根県に三八一町歩の山林を所有していた。大洋漁業八十年史編纂委員会『大洋漁業八十年史』（昭和三五年）、二二三一二四九、二八二、二九〇頁、新川伝助『日本漁業における資本主義の発達』（昭和三三年）、第三、四章参照。

(8) 林兼商店の農場經營について、前掲『大洋漁業八十年史』は「……漁業を行なうには漁夫に米が必要だとして食糧の自給自足のため、大正四年朝鮮慶尚南道金海に三五〇町歩の未開墾地を買収、農場經營にも踏み出している。これはのちに中部農事株式会社となり、一、〇〇〇町歩以上の水田を經營するに至った。」（二二三三頁）とのべている。

(9) 多木家は兵庫県別府町で、代々醤油製造業を営んでいたのである。多木幾次郎は明治六年分家し、明治一八年から醜肥料の製造をはじめた。これが全国でも有名な多木肥料会社の創生となつたのである。多木家はこのような肥料製造の外に、農工具製造、軽便鉄道、銀行等をも經營して多木王国を築いた。幾次郎は経済界のみならず、政界にも進出して、衆議院議員も歴任した。昭和一〇年前後における多木肥料会社の資本金は一千萬円（全額払込）であった。大正一三年には多木三良（幾次郎養子）名義で兵庫県及び石川県に七二・一町歩の耕地を所有していた。前掲『大衆人事録』、タの五二頁、「権口財閥論」（下）、二二九頁、「職業別調査録」、二〇の六頁。

(10) 多木農場の小作農民に対する肥料の販売はかなり強制的に行なわれていたようである。昭和七年、全羅北道金堤郡の多木農場では、八〇〇余名の朝鮮人小作農民が、「不法な手段で強奪された米穀と肥料の代金返還を要求して」小作争

論を起した。この小作争議は農場主の身柄をかくしている日本の警察機關を襲い、そこを破壊するなどの激烈な闘争を持久的に続け、ついにその目的を達成した（前掲『運動史』、三三二頁）。

(11) 大林組は明治二十五年大林芳五郎の個人事業として、大阪の地に創立されたものである。大林組は（店名を大林組と定めたのは明治三七年）日清戦後の師団増設、日露戦後の軍備拡張とともに多くの兵舎、工廠、工場等のいわゆる洋風建築工事への進出によって、一流の土建資本に成長する基礎を作ったものである（同部四天「中小土建業の經營構造」、一三二一三三頁、「經濟評論」、昭和三五年六月号）。大林組の朝鮮進出は明治三七年一月のことであった。これは、日露戦争の準備として、京義線（明治三七年一一月完成）、京義線（三八年一一月完成）等の朝鮮從軍用鐵道の完成がいそがれた時、この工事に参加するためであった。明治三七年一月には軍の命令で、新義州に軍用鐵道用の枕木製作を目的とする大製材所を建設し、これは後に建築用材の製材も行なうに至った。大林組が明治末期に朝鮮で成功した主要工事は龍山と平壤の日本駐屯軍兵營、京城衛戍病院等であった。大林組の資本金は合資会社大林組を設立した明治四二年五〇万円、株式会社に改組した（大正七年）翌年には二〇〇万円、大正一三年五〇〇万円、昭和一二年一、一〇〇万円（昭和一八年一、五〇〇万円）に増加した。前掲『大林組七十年略史』、一六一、一九、二九、五三、五四、七八、八九頁、年表。大林組の全貌については同書参照。

(12) 朝鮮の大林農場については、前掲『大林組七十年略史』、一三四、一三五頁参照。
(13) 井上靖丸・宇佐美誠次郎『危機における日本資本主義の構造』（昭和二七年）、四八一五一页参照。

4 財閥資本地主

財閥資本のうちで朝鮮での土地所有に進出したものは（付表七）三井、三菱、大倉、浪沢、野口等の日本の代表的な財閥である。⁽¹⁾ 財閥資本の土地取得への進出は極めて早期であり、渋沢財閥の直系会社である朝鮮興業株式会社は明治三七年、大倉組の小作制大農場開設も同年であった。三菱財閥の東山農業株式会社は前二者より若干おくれて、明治四〇年であった。このように中央財閥資本のうちで、朝鮮での巨大農場の代表といわれた朝鮮興業会社と

東山農事会社とが、「日韓併合」以前に、朝鮮での土地所有に乗りだしていることは特徴的である。三井財閥の小作制農場開設は大正五年であったが、朝鮮での土地所有への進出はこれより早く、明治四四年に計画され、金郊、鉄原及び漢江流域の国有林に目をつけていた。そして、大正二年にはこれらの地域の国有林の貸下許可を受け、昭和三年までに二万三千町歩の山林を取得した。⁽²⁾ 新興財閥野口の土地所有は昭和三年であるが、これは野口財閥の直系会社である朝鮮水力電気会社の、水力電気開発とともに必要な用地の取得によるものであった。

朝鮮興業会社は「第一銀行員諸氏の企業」⁽³⁾、第一銀行の「別働隊」⁽⁴⁾とも表現されているように、波沢財閥の直系会社であり（第二四表）、会社の要職は波沢財閥直系の人物が占拠していた（第二五表）。所有面積は大正初期に一万町歩以上（水田二、七〇〇町）となり、大正末期には一万四千町歩（水田三、八〇〇町歩）、昭和一一年には一万七千町歩（水田五千町歩）に増大した。この所有面積は前述の國家地主、半國家地主を除くと、朝鮮では最大のものであつた。小作人は大正初期五千人、大正末期一万九千人、昭和一〇年前後一万六千人であつた。⁽⁵⁾ そして、高率の農場収益を上げた。⁽⁶⁾

大倉財閥の所有農場は全羅北道の水田中核地帯に位置し、したがつて、水田の小作經營を基軸とする大農場であった。所有面積は明治四一年二、四〇〇町歩、それ以降造田の困難なところ及び悪質田を東洋拓殖会社に売却して農場の整備を行ない、昭和六年には一、〇三六町歩に減少した。

東山農事会社農場は、三菱財閥の一族である岩崎久弥の所有する農場である。そして、全羅北道及び全羅南道の水田中核地帯に広大な水田を所有する巨大小作制農場である。その所有面積は明治四一年に四、三〇〇町歩、大正一年には一万町歩以上に急増したが、大正末期には五千町歩に激減した。昭和期はこの所有規模を維持していた。

第24表 朝鮮興業株式会社発起人、引受株数及び役職名 (単位: 株)

発起人	引受株数	役職名
渋沢 栄一	1,000	第一銀行頭取
大橋 斯太郎	500	博文館主、共同印刷社主
浅野 總一郎	500	浅野財閥創設者
大倉 喜八郎	300	大倉財閥創設者
佐々木 勇之助	200	第一銀行取締役、京釜鉄道常務取締役
日下 義雄	200	第一銀行監査役
尾高 次郎	200	第一銀行釜山・仁川支店支配人、第一銀行監査役
土岐 優	200	第一銀行韓國支店支配人、第一銀行監査役
眼部 金太郎	200	眼部時計店主
清水 泰吉	200	第一銀行京城支店支配人
渡辺 福三郎	200	
茂木 保平	200	大貿易商
安部 幸兵衛	200	大貿易商
増田 増藏	200	大貿易商
清水 薫之助	200	清水組「現在の清水建設会社の前身」代表者
西園寺 公成	200	第一銀行取締役
平沼 延治郎	200	
諸井 時三郎	100	
岡本 善七	100	
柴田 清之助	100	
高橋 幸兵衛	100	
西協 長太郎	100	第一銀行仁川支店支配人
西園寺 亀次郎	100	第一銀行取締役
真田 重作	100	
藤田 寿一	100	日本興業銀行總裁
渋沢 作太郎	100	渋沢栄一従弟著作の長男
朝田 又七	100	
渡辺 嘉一	100	土木学者、工学博士
計 28名	6,000	

1. 発起人の役職名は会社創立前後のものである。第一銀行八十年史編纂室『第一銀行史』(上)・(下)(昭和32, 33年), 前掲『渋沢栄一伝記資料』(1964年), 須口弘『日本財閥論』, 山口平八『渋沢栄一』(昭和38年), その他より作成。
2. 鹿沼良三編『朝鮮興業株式会社三十周年記念誌』(昭和11年), 61頁。

第25表 朝鮮興業株式会社と第一銀行との人的結合関係（創立～昭和10年）

	重役名	期間	役職名
波沢栄一	監督	明治37～42年	第一銀行頭取（明治29～大正5年），相談役（大正5～昭和6年）
尾高次郎	専務取締役	明治37～大正9年	波沢栄一の甥、第一銀行釜山、仁川支店長、第一銀行監査役（明治38～大正9年）、東洋生命保険社長
大橋新太郎 〃	取締役 取締役会長	明治37～大正9年 大正9～昭和10年	博文館 共同印刷監督
日下義雄	取締役	明治37～大正12年	第一銀行監査役（明治29～41年）、取締役（明治41～大正12年）、東京貯蓄銀行重役
土岐信儀 〃	監査役 専務取締役	明治37～大正9年 大正11～13年	第一銀行本店支配人、監査役（明治36～38年）、取締役（明治38～41年）、監査役（明治41年～昭和6年） 波沢倉庫取締役（明治42～昭和元年）
籠田謙太郎	取締役	明治41～昭和10年	朝鮮実業社長、籠田産業社長、東洋生命監査役
佐々木清麿 〃	〃 監査役	明治42～大正11年 大正11～？	第一銀行京城支店支配人
織田輝次 〃	取締役 常務取締役	大正8.10～? 大正9～10年	
尾高豊作	取締役	大正9～昭和10年	尾高次郎長男、東洋生命常務取締役
大山昇平 〃	〃 常務取締役	大正13～昭和4年 昭和4～?	朝鮮興業慶山管理所長
服部金太郎	監査役	明治37～大正13年	服部時計店主
西村道彦	〃	大正13～昭和10年	第一銀行取締役（大正13～昭和2年）
佐々木勇之助	相談役	明治38～昭和10年	第一銀行取締役（明治29～大正5年）、頭取（大正5～昭和6年）、相談役（昭和6～18年）

前掲『朝鮮興業株式会社二十五年誌』、8～12頁、『朝鮮興業株式会社三十周年記念誌』、『第一銀行史』（下）、附録 108、110頁、波沢倉庫六十年史編纂委員会『波沢倉庫六十年史』（昭和34年）、409～410頁より作成

昭和一五年には、江原道平康郡の高原地帯に二千町歩の土地を取得したので、昭和一〇年における所有土地面積に変化がないとすれば、所有面積は七、五〇〇町歩に拡大したこととなる。昭和一五年頃における東山農事会社の小作人は三、五〇〇人、水田小作料は四万五千石（穀）の巨額に達した。⁽⁸⁾

三井財閥の朝鮮での耕地所有は、大正末期—昭和期にかけては千町歩規模であった。三井財閥の土地所有の基軸は前述のように山林に置かれていたのであって、昭和一〇年には七万一千町歩に達した。このように三井財閥は、朝鮮における巨大山林地主であった。

財閥資本による土地所有の特質を要約すると、つぎのようないえるであろう。(1)財閥資本の土地所有への進出は極めて早期で、「日韓併合」前に行なわれた。(2)日本人地主としては、最大の規模を有する土地所有者であった。つまり、財閥資本地主は国家地主、半国家地主を除いて明治末期—昭和期にかけて、朝鮮における日本人巨大地主の典型であった。(3)財閥資本が朝鮮での土地所有に進出した時期は、これらの資本が産業資本として自己を確立した後のことであるので、土地所有が資本の形成・確立の主要な源泉であった、ということはできない。(4)財閥資本の朝鮮での土地所有は、産業資本の土地所有が基幹事業における資本の運動過程と機能的に結合していたのとは異なり、土地所有にもとづく小作料の收取が主要な目的であった。(5)財閥資本地主による小作料の收取は、財閥資本全体の資本蓄積・拡大再生産にとって第一義的なものではなく、従属的な意味しかもちえなかつた、という点では産業資本による土地所有と同様である。

注(1) これらの巨大財閥については無数の紹介、研究書がだされているので、これらの財閥の形成、展開過程についての検討は省略する。

- (2) 前掲、権寧旭「朝鮮における日本帝国主義の植民地的山林政策」、一四頁。
- (3) 前掲『榮一傳記資料』、五九三頁。
- (4) これは漱沢栄一自身の表現である。右同、五九七頁。
- (5) 昭和二、一〇年における朝鮮興業会社の主要株主については、前掲『要録（昭和二年）』、三九〇頁、同（昭和一〇年）、四二一頁参照。
- (6) 前掲『朝鮮興業株式会社三十周年記念誌』、八八頁、『朝鮮興業株式会社二十五年誌』、「統計圖表」一六。なお朝鮮興業会社についての詳細は上掲、二つの社史参照。
- (7) 前掲『朝鮮興業株式会社三十周年記念誌』、六四頁参照。
- (8) 東山農事株式会社『東山農事』（昭和一五年）、三頁。なお三菱財閥が朝鮮での土地所有に進出するようになった直後の要機は、當時統監府の産業開発の責任者であった農商工務總長が、岩崎弥太郎の娘婿である木内重四郎であつた關係から、木内の勧説によつたものではないかと思われる（岩崎久弥伝編纂委員会『岩崎久弥伝』、四八三頁、昭和三六年）。

四、むすび

し、上朝鮮における日本地主制の植民地的移植及び展開過程について検討したのであるが、これを要約してむすびにかかる。

一、朝鮮における千町歩以上日本人巨大地主の典型は、時期別にはつきのような変化を示している。明治末期から昭和期にかけて、一貫して巨大地主の典型であったものは國家地主、半國家地主及び財閥資本地主である。大正初期から中期にかけては、明治末期に朝鮮に進出した内地地主、内地商業資本、金融業関係地主等であり、大正末期には明治末期に朝鮮で地主化した内地地主と商業資本地主である。そして、昭和期における巨大地主の典型は

内地地主、海運業関係地主、地場資本地主及び産業資本地主であり、このうちでも、特に二千町歩以上の巨大地主は、産業資本地主と第一級の地場資本地主である。しかし、ここで旧植民地・朝鮮的特質として指摘できることは、財閥資本地主と内地地主とが、日本人巨大地主の一翼を形成しているということである。

二、(4) 財閥資本地主と内地地主の場合には、小作料の取得が第一義的目的である。このような地主は、内地及び北海道では大正中期以降後退傾向にはいるのであるが、朝鮮ではこのような傾向を示していない。これは、高率小作料の持続的收取が、植民地的条件のもとで体制的に保障されていたからである。

(5) 地場資本による土地所有は、事業資本借受けの担保物権確保と低廉な原料農産物の確保とが第一義的目的である。産業資本による土地所有は低賃金労働力の確保、生産手段中の建築用材・坑木・燃料の安価な確保、原料農産物の低廉・安全な確保及び販売市場の獲得が第一義的目的である。そして、地場資本、産業資本とも小作料収入そのものの取得は第二義的・從属的意味しかもらえないものである。このような経済的意味をもつ土地所有者を、つまり資本と土地所有とが、機能的に結合している土地所有者を、資本地主という範疇に包括する。

このような資本地主による土地所有の経済的意味を、資本（貨幣資本）の循環式から示すと、資本の循環式はいうまでもなく、 $G-W\{P_n \dots P_m \dots W-G\}(G+g)$ として表示しうるのであるが、地場資本による土地所有は貨幣資本（G）の容易な借り入れのための担保としての経済的意味と、生産手段（P_m）中の原料農産物の低廉なしかも確実な取得のための媒体としての意味をもつものであり、産業資本による土地所有は低賃金労働力（A）の確保と生産手段（P_m）中の建築用材・坑木・燃料・原料農産物の低廉な確保、のための手段として、さらに、商品（W）の実現を容易ならしめるための媒体としての経済的意味をもつものである。したがって、資本地主によ

る土地所有は、G'中のg・剩余価値を増大させるための媒体としての経済的意味をもつものである。いいかえれば、資本地主による土地所有は資本の競争力を補強するために、基軸事業の再生産過程に機能的に定置され、資本増殖のテコとしての役割を果たす、ということができるであろう。

(iv) 朝鮮における巨大地主のうち、商業資本地主、海運業関係地主の多くが、大阪と長岡に本拠を置く巨大商人であったということは特徴的なことである。これは、これらの商人が明治中期から、朝鮮を綿布の販売市場として、さらに、米・大豆の購買市場として開拓していくことによるものである。

三、(i) 内国植民地・北海道での地主制分析から検出することのできた資本地主は、朝鮮でも同じように、昭和初期以降、日本人巨大地主の典型であり、かくして、資本地主範疇の定立は朝鮮でも可能である、ということができる。

〔注〕 ここで資本地主の特質を列記しておくと以下の通りである。(i) もともと資本として出発したものが、資本として自己

を形成・確立したのちに、基軸事業における競争力を補強するために、土地所有へ進出したものである（発生史的特質）。

(ii) 資本地主による土地所有は、この土地所有が基軸事業の再生産過程と機能的に結合している。いかえると、資本地主による土地所有は基軸事業の再生産軌道に定置され、資本増殖の媒体としての役割を果たす（資本と土地所有との結合の経済的意味）。(v) したがって、資本としての発展が地主的附盤の強化と並行的・同時的過程として進行する（資本地主発展の特質）。(vi) 土地所有にともづく小作収入そのものの取得は、副次的・從属的な意味しかもちえない（土地所有のもつ経済的意味）。朝鮮における日本人大地主階級の検討の限りでは、これらの特質を具备した地主・資本地主と規定することのできる土地所有者は、産業資本化した地主資本地主と産業資本地主の二類型のみである。しかし、資本地主による土地所有がかかる特質をもつものとしても、これをもつて半封建的土地所有が近代的土地所有へ質的に変化したとい

うこととはできず、半封建的土地位所有の形態変化を示すものだと考える。詳細については、前掲拙著、三一四、九一—〇、五一九—五二〇頁参照。なお、資本地主論の本格的・理論的展開は別の機会に譲る。

(d) 植民地朝鮮型地主の一特質は、内地地主と財閥地主とが、明治末期・大正初期から昭和期まで、一貫して日本人巨大地主の典型であったということである。これは、大正中期以降、日本地主制の危機に直面した内地地主が、旧植民地・朝鮮へ転進し、そこで、寄生地主的土地所有の再現・補強を計った。あるいは、日本地主制の危機以前に朝鮮へ進出した内地地主と財閥資本地主とは、日本地主制の危機以後における地主的土地所有の失地を朝鮮において回復するため、小作料収取の基軸を朝鮮へ移転させたためである。

(e) 山田盛太郎氏は「植民地計画的の朝鮮の型」を、東洋拓殖会社という半国家地主と広大な国有地を所有する国家地主とに代表させられているが、これは一面的・固定的な規定である、ということができる。半国家地主と國家地主とが、明治末期から昭和期まで、一貫して日本人巨大地主の典型であった、ということには異論はない。しかし、所有規模は落ちるが、内地地主と財閥資本地主とが、同期間に、日本人巨大地主の典型として存在し、さらに、昭和初期以降には、これらに資本地主が加わる。このように植民地朝鮮型地主の典型は、地主類型別、時期別に検討しなくてはならないであろう。(元) (一九六五・六・二二)

所有面積、土地所在地推移

(単位・町)

土地所在地						
明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
		全羅北道沃溝 益山郡	全羅北道沃溝 郡	"	全羅北道沃溝 金堤・益山郡	
	全羅南道 江原道	全羅北道全州 井邑・扶安・ 金堤・益山郡	忠清南道論山 扶余・胥陽郡 全羅北道全州 井邑・扶安・ 金堤・益山郡	全羅北道益山 郡	全羅北道益山 全州・金堤・ 扶安・井邑郡	
黃海道	忠清南道大田 郡、黃海道昌 山外五郡	忠清南道大田 論山・扶余・ 礼山・唐津・ 身山・天安郡 黃海道載寧・ 安岳・信州郡	忠清南道論山 扶余・礼山・ 牙山・ 天安郡、黃海 道信州郡、平 安北道博川郡	忠清南道論山 扶余・礼山・ 牙山・ 天安郡、黃海 道信州郡、平 安北道博川郡 慶尚南道 河東郡		
	黃海道黃州郡	"	"	"		
	全羅南道靈光 郡	全羅南道靈光 海南郡				
	全羅北道金堤 郡	全羅北道金堤 扶安・井邑郡	全羅北道金堤 郡	全羅北道金堤 扶安・井邑郡		
			全羅北道沃溝 郡	"		
忠清南道 全羅北道郡、全羅北道 平安北道各郡	忠清南道論山 郡、全羅北道 全州・益山・金 堤・井邑・沃溝 郡、黃海道海 州郡、平安北 道益童川郡、江 原道鐵原郡	忠清南道論山 郡、全羅北道 益山郡、黃海 道海州郡、平 安北道竜川郡 江原道氣原郡	忠清南道論山 郡、全羅北道 扶安・高敞・ 全州・益山・ 沃溝・金堤・ 井邑郡、平安 北道海川郡、江 原道鐵原郡			
	全羅北道高敞 沃溝郡、全羅 南道靈光郡、 慶尚南道昌寧 郡	全羅北道益山 郡、全羅 南道長城郡、 慶尚南道昌寧 郡	慶尚南道日寧 郡	"		
	平安北道定州 郡	"	"	"		

付表4 商業資本地主、金融業関係地主の

地主名	創業年次	田畠別	所 有 面 積							
			明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年	
鶴谷八十八 (武次)	明治37年	田 畠 の 他 計			397.5 95.3 — 492.8	547.0 11.7 411.6 970.31	1,033.0 164.1 55.8 252.9	1,151 165 121 1,437	...	
右近 権左衛門	大正3年	田 畠 の 他 計			883.0 2,023.0 111.0 3,017.02	2,142.5 80.3 1.5 22,231	2,013.7 89.2 — 72,093.1	2,059 791 13 2,863	...	
日海興業 会社 (右近 権左衛門)	大正3年	田 畠 の 他 計			844.0 103.0 135.0 1,062.02	2,102.2 406.4 20.0 2,528.6	807.8 88.0 26.8 922.6	909.0 60.4 52.6 1,022.0	1,424 134 37 1,595	...
明治農会 (電 兵右衛門)	明治42年	田 畠 の 他 計			25.0 985.0 — 1,010.01	58.4 1,029.51 3.2 1,091.11	93.5 1,091.8 — 1,185.3	62 1,130 319 1,511	...	
阿部 市郎兵衛	明治44年	田 畠 の 他 計				1,288.01 212.0 600.0 2,100.01	1,045.3 644.9 — 690.2			...
阿部市太郎	大正元年	田 畠 の 他 計				733.8 51.0 34.0 818.8	713.4 44.1 68.5 826.0	665.3 47.9 67.7 780.9	683 44 68 795	...
八木正治	大正9年	田 畠 の 他 計						907.9 10.9 72.3 991.1	883 10 14 907	...
不二興業 会社 (藤井 寛太郎)	明治37年	田 畠 の 他 計			1,308.01 149.02 925.0 2,382.04	1,623.5 1,544.81 335.5 503.87	5,740.38 1,916.01 255.2 7,911.5	792.0 1,133.8 445.9 10,371.7	8,894 1,576 331 10,801	...
川崎藤太郎	明治38年	田 畠 の 他 計				648.4 214.4 702.3 1,565.1	359.1 483.2 90.0 932.3	365.0 5.0 — 370.0	378 7 — 385	...
福穂農場	大正3年	田 畠 の 他 計				442.1 859.3 1,301.4	776.7 — 776.7	435.0 1.6 436.6	354 2 356	...

土地所 在 地						
明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
		黄海道登津郡	"	"	"	
		黄海道海州・延白郡	"	京畿道金浦郡 黄海道延白・海州郡	京畿道高丽郡 金浦郡、黄海道海州郡	黄海道
京畿道水原・南陽 忠清南道 安山郡	京畿道 忠清南道 全羅南道	京畿道水原郡 忠清南道論山郡、全羅南道 木浦府	京畿道水原郡 忠清南道論山郡、全羅南道 扶余郡、全羅南道 務安、海南郡	京畿道水原郡 忠清南道論山郡、全羅南道 扶余郡、青阳郡 全罗北道益山郡、全罗南道 务安、咸平郡	忠清南道論山郡 扶余・青阳郡 全罗北道益山郡、全罗南道 务安、咸平郡	全罗南道 务安、咸平・海南 珍岛・罗州郡、 木浦府(市街地 經營)
黄海道黄州郡 平安南道 安南道龟岡郡	黄海道 平安南道	黄海道黄州郡 平安南道龟岡郡	黄海道黄州郡 平安南道龟岡郡	黄海道黄州郡	"	
慶尚南道 金海・昌原・咸安 梁山郡	慶尚南道	慶尚南道昌原郡	"			
全罗北道 益山・金堤・沃溝 郡		全罗北道金堤 沃溝・益山郡	"	全罗北道益山 郡	全罗北道益山 金堤・沃溝郡	
		忠清南道天安 郡	忠清南道天安 牙山郡	忠清南道天安 郡	"	

のうち、最も古い資料の創業年次をとった。なお一ヵ所以上にわたって土地を所

集計しなおした。

大正14年、昭和4年は30町歩以上、昭和6年は100町歩以上の地主調査であるた

は朝鮮總督府殖產局『朝鮮の農業』(大正10年)、「内地人農事經營者譜」、125～162～190頁、昭和4年は左同(昭和7年)177～206頁、昭和6年は朝鮮總督府年は注記のない限り、中村賀良編『朝鮮銀行公社組合要録(昭和10年)』(昭和10

年)、286頁。

地主名	創業年次	田畠別	所有面積					
			明治41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年
長岡商人地主	川上佐太郎 大正4年	田畠 その他の計			585.7 164.6 — 750.3	564.3 188.1 62.6 815.0	120.0 220.0 456.0 796.0	552 223 456 1,231
日本満開拓会社	大正9年	田畠 その他の計			2,474.3 527.6 — 3,001.9	32,585.2 544.3 210.11 339.65	23,881.0 578.2 104.6 563.8	3,462 810 34 4,306
その他商人地主	國武金太郎 明治39年	田畠 その他の計	500.0 — 400.0 900.0	937.0 374.0 257.0 0.1,568.0	1,369.4 493.7 184.6 0.2,047.7	1,194.5 330.5 136.1 1,661.1	1,419.0 398.6 93.7 1,911.3	862 188 45 1,095
其他地主	篠六郎 明治40年	田畠 その他の計	400.0 680.0 440.0 1,520.0	670.0 969.0 198.0 0.1,837.0	328.4 991.4 — 0.1,319.8	339.0 811.6 — 1,150.61	396.7 843.5 42.4 1,282.6	247 840 8 1,095
金融業関係地主	村井吉兵衛 明治38年	田畠 その他の計	446.0 916.0 2,850.0 4,212.0	740.0 849.0 0.1,264.0 0.2,853.0	1,189.5 857.4 63.8 0.2,110.73	52,624.5 357.3 591.9 573.7		
大橋市	大橋市 明治40年	田畠 その他の計	437.0 53.0 9.0 499.0	— 106.8 20.7 —	969.8 107.4 73.8 1,097.31	971.4 103.9 70.2 1,152.61	944.4 119 53 1,118.5	927 1,099
赤星鉄馬	大正3年	田畠 その他の計			299.9 93.7 464.7 858.3	323.7 125.5 464.7 913.9	318.4 129.9 490.2 938.5	338 131 401 870

- 1 創業年次は各年度の資料によって若干異なるので、創業年次を記載した資料有している農場の創業年次は最も早く創立した農場の創業年次をとった。
2. 大正11年、14年、昭和4年、6年は属地主義統計であったため、属人主義に
3. 明治41年は約500町歩以上の地主調査、大正4年は千町歩以上、大正11年、実際の所有面積はこれより多くなる。
4. 明治41年は農商務省農務局『朝鮮農業概説』(明治43年)、25~26頁、大正4年126頁、大正11年は左同(大正13年)、133~141頁、大正14年左同(昭和2年)、農林省『朝鮮の農業』(昭和8年)、「内地農事經營者調」、185~205頁、昭和10年)より集計作成。
5. 昭和10年の(山林)面積は前掲、権寧旭「朝鮮における日本帝国主義の植民地化」、以下、付表5~7の資料は付表4に同じ。
6. *印は昭和12年度の黄海道のみの数字、久間健一『朝鮮農政の課題』(昭和18)

面積、土地所在地推移

(単位:町)

土地所有地					
大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
黄海道・平安南道	平安南道竜岡郡	黄海道長翻郡 松木・安岳・信川・蘆寧郡, 平安南道竜岡郡	黄海道長翻郡 平安南道竜岡郡	忠淸南道牙山 天安郡, 黄海道長翻郡 信川郡, 平安郡	黄海道延白・ 載寧・信州郡, 平安南道竜岡郡, 平安北道定州郡
		全羅南道海南郡, 黄海道海州郡	全羅南道昌原郡, 黄海道海州郡	全羅北道南原郡, 全羅南道海南郡, 慶尚南道東萊・金海・密陽・山淸・晉州・蔚山・假川・釜山府, 呂原・昌寧・同東・梁山郡	
		京畿道富川・金浦郡	"	"	
	全羅北道扶安金堤・沃淸・益山郡	全羅北道扶安金堤・全州・沃淸・益山郡	全羅北道益山	全羅北道益山 沃淸・金堤・全州郡	
	全羅南道羅州郡	全羅南道和順 宝岩・羅州郡	全羅南道羅州 寶岩・光州・長興・咸平・和順郡	全羅南道靈岩 羅州郡	
	全羅北道金堤郡	全羅北道金堤沃淸郡	全羅北道金堤郡, 忠淸南道輪山郡	全羅北道金堤郡	
	全羅南道蘆水郡, 慶尚南道東萊郡, 京畿道始興郡	京畿道始興郡, 金浦・富川郡, 忠淸南道天安郡, 全羅南道光陽郡, 慶尚北道蔚水郡, 光陽・處水郡, 金泉郡, 慶尚南道東萊郡	京畿道始興郡, 全羅南道光陽郡, 慶尚南道東萊郡	京畿道始興郡, 全羅南道蘆水郡, 慶尚北道金泉郡, 慶尚南道東萊・金海郡	
	全羅南道宝城郡	全羅南道光陽郡天・宝城・高興郡	全羅南道光陽郡天・宝城・高興郡	"	
	黄海道莞津郡	"	黄海道延白・莞津郡	黄海道莞津郡	
	全羅南道木浦府	全羅南道海南郡, 青岩, 羅州, 青光郡	全羅南道安平郡, 青岩, 海南郡, 咸平・羅州, 青光郡	全羅南道靈岩郡, 全羅北道高敞郡	全羅南道靈岩郡, 全羅北道高敞・井邑扶安郡

付表5 地場資本地主の所有

地主名	創業年次	田畠別	所 有 面 積					
			大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
高橋民地・朝鮮における日本人大地主階級の変遷過程(下)	高橋久太郎	田	919.0	1,047.3	870.2	229.1	983	...
		畑	117.0	—	168.5	221.5	195	...
		その他	47.0	—	58.5	0.1	22	...
		計	1,083.0	1,047.3	1,097.2	450.7	1,200	3,000
第一級の地場資本地主	追間房太郎	田			167.3	227.5	2,426	
		畑			54.9	520.6	584	
		その他			—	574.6	1,425	
		計			222.2	1,322.7	1,435	...
中等階級の地場資本地主	加藤平太郎	田			93.4	3,249.2	457	
		畑			13.9	3,863.6	155	
		その他			—	526.6	5	
		計			107.3	7,639.4	617	...
中小階級の地場資本地主	真田尚治	田			508.4	507.0	549.0	586
		畑			103.0	108.0	114.0	115
		その他			48.2	35.0	24.0	720
		計			659.6	650.0	687.0	1,421
地主階級の地場資本地主	黒住猪太郎	田			209.0	278.6	278.7	491
		畑			203.0	177.8	224.2	241
		その他			33.0	6.6	12.2	366
		計			445.0	463.0	515.1	1,098
地主階級の地場資本地主	中柴座業会社(中柴万吉、中野宗三郎)	田			451.5	490.6	761.1	580
		畑			121.5	148.8	136.7	129
		その他			11.4	49.3	148.9	35
		計			584.4	688.7	1,046.7	744
地主階級の地場資本地主	高瀬政太郎	田			430.0	862.0	569.4	331
		畑			264.9	668.6	352.5	375
		その他			675.8	600.9	100.5	176
		計			1,370.7	2,131.5	1,022.4	882
地主階級の地場資本地主	金谷一	田			369.0	804.9	962.5	963
		畑			32.0	186.7	100.7	99
		その他			—	—	28.8	38
		計			401.0	991.6	1,092.0	1,100
地主階級の地場資本地主	鬼頭兼次郎	田			505.4	295.2	125.3	507
		畑			—	19.6	100.0	100
		その他			—	205.6	320.0	320
		計			505.4	520.4	545.3	927
地主階級の地場資本地主	福田有造	田			400.0	258.6	266.7	538
		畑			1,300.0	117.7	187.5	142
		その他			—	—	278.4	27
		計			1,700.0	376.3	732.6	707

面積、土地所在地推移

(単位:町)

土地所在地						
明治 41年	4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
		黄海道貴州郡、平安南道中和郡、平安北道寧邊・博川郡	黄海道黃州郡、平安南道中和郡、平安北道寧邊郡	黄海道貴州・瑞興郡、平安南道中和郡、平安北道寧邊郡	黄海道黃州郡、平安南道大同・中和・龍岡郡、平安北道寧邊郡	黄海道貴州郡、平安北道寧邊郡、平安南道大同郡、平壤府
		黄海道安岳・貴州郡	黄海道殷栗安岳・貴州郡	黄海道殷栗郡、平安南道龍岡郡	黄海道殷栗郡	黄海道殷栗郡、平安南道廣梁湾
			慶尚南道東萊郡	慶尚南道金海郡	慶尚南道恩山・金海・梁山・東萊郡	慶尚南道金海郡、全羅南道木浦府
		全羅北道井邑・扶安・沃溝・金堤益山郡	全羅北道井邑・沃溝・金堤・益山郡	全羅北道益山郡	全羅北道益山・金堤・井邑郡	
				黄海道安岳郡	"	"

『川西・東京・伊藤・片倉コンツェルン誌』、257~258頁。この所有面積以外に有面積は、明治鉱業株式会社『社史』(昭和32年)、87頁。この所有面積の外に、放した。

和20年の作付面積の数字である。前掲『大林組七十年略史』、135頁より。

付表6 産業資本地主の所有

地主名	創業年次	田畠別	所 有 面 積					
			明治 41年	大正 4年	11年	14年	昭和4年	6年
片倉殖産会社	明治 41年	田 畠 その他の 計			811.3	699.7	496.6	463
					1,786.4	769.2	809.4	640
					18.1	5.2	15.6	—
					2,615.8	1,474.1	1,321.6	4,492
安川・松本農場	大正 3年	田 畠 その他の 計			392.4	753.9	229.6	220
					205.8	314.9	41.0	283
					—	248.4	127.4	327
					598.2	1,317.2	398.0	830
中部幾次郎	大正 4年	田 畠 その他の 計			139.0	189.0	863	2,000
					8.0	0.7	25	...
					—	25.0	1	...
					147.0	214.7	889	2,000 ^(d)
多木条次郎	大正 7年	田 畠 その他の 計			1,402.2	1,576.8	2,455.0	2,370
					47.9	43.0	61.0	67
					95.5	673.1	1,500.0	127
					1,545.6	2,292.9	4,016.0	13,425
大林組農場	昭和 3年	田 畠 その他の 計			—	—	2,314	1,500
					—	—	—	...
					131.0	—	—	...
					131.0	2,314	1,500 ^(d)	—

(a)は昭和15年頃の数字である。前掲『片倉製絲紡績株式会社二十年誌』、501頁、630 余町歩の借地水田經營を行なっている。(b)は昭和10年の安川・松本農場の所総督府からの借地經營地453町歩がある。昭和11年末に全所有面積を朝鮮人に開
(c)は昭和20年頃の数字と思われる。前掲『大洋漁業八十年史』、233頁。(d)は昭

而稍，土地所在地推移

《周易》解

旧植民地・朝鮮における日本人大地主階級の変貌過程（下）

付表7 財閥資本地主の所有

地主名	創業年次	田畠別	所 有 面 積						
			明治 41年	大正4年	11年	14年	昭和4年	6年	10年
朝鮮興業会社	明治 37年	田	523.0	2,730.0	2,702.1	3,796.3	3,744.2	3,364	4,983
		畠	5,544.0	8,361.0	9,409.2	10,015.9	10,953.5	10,304	11,346
		その他	28.0	349.0	156.9	668.2	488.3	518	(962)
		計	6,095.0	11,440.0	12,268.2	14,480.4	15,186.0	14,186	*17,291
大倉農場 (大倉喜八郎)	明治 37年	田	2,351.0		1,014.6	1,609.9	1,012.4	1,029	
		畠	7.0		6.9	15.9	8.8	5	
		その他	22.0		3.9	16.7	7.7	2	
		計	2,380.0	...	1,025.4	1,642.5	1,028.9	1,036	...
*東山農事会社	明治 40年	田	2,912.0	3,400.0	6,188.9	3,872.8	4,219.5	4,272	...
		畠	775.0	675.0	5,302.4	1,206.4	1,394.2	955	...
		その他	605.0	755.0	1,019.1	444.0	384.8	201	...
		計	4,292.0	4,830.0	12,510.4	5,523.2	5,998.5	5,428	5,500
三井合名会社	大正 5年	田			341.2	312.9	552.5	600	
		畠			21.6	122.6	86.5	180	(山林)
		その他			58.2	856.1	230.9	503	71,097
		計			421.0	1,291.6	869.9	1,283	...
一六一	朝鮮水力電気会社	田						—	
		畠						—	
		その他						16,165.0	
		計						16,165.0	

*印は昭和11年3月現在の田畠面積、() 内は雑種地である。該義男爵『朝鮮興業』*東山農事の所有面積には岩崎俊弥名義の所有面積を加えた。